令和5年度

夏休み セングケアラー相談

ヤングケアラーについて、気軽にご相談ください。

日 時(いつ):

7,8月の月曜日~金曜日 午前9時~午後5時

対 象(どのような人がそうだんできるのか):

- ① 家族のお世話を一人で、またはきょうだいで頑張っているこどもたち
- ② 近隣にヤングケアラーではないかなと思われるこどもをご存じの方

申込み(相談日のきめかた):

電話またはメールで申込み 電話(0771-25-5138) メール fukusi-soumu@city.kameoka.lg.jp

<u>場 所:</u>

亀岡市保健センター内 家庭児童相談室

<u>相 談(お話を聞く時):</u>

個人のプライバシーに配慮して、保健センターの個室でお話をお聞きします。

ヤングケアラーとは、

幼いきょうだい、父母、祖父母などの家族のお世話や見守り、 家事、育児、介護など、本来ならば、大人の家族が担うようなケ アを日常的に行っている児童のことをいいます。

家族の世話を優先して、学校を休んだり、辞めたり、将来の夢を諦めて、進路変更を余儀なくされているこどもさんもいます。また誰にも相談できずに、無理をして、体調を崩すなど重い負荷がかかっている場合があります。



